

■ 定期報告対象となる防火設備

火災時に煙や熱を感知して閉鎖・作動する防火設備

※ 防火設備の種類 … 防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備

■ 定期報告の時期（周期）

毎年（平成30年度から1年に1度）

■ 防火設備の定期報告が必要な建築物

	対象用途	対象規模
避難階以外の階に右欄の用途が存在するもの ※1	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場のものを除く。）、公会堂、集会場	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計（客席の部分に限る。）$\geq 200 \text{ m}^2$ 3階以上の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 地階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので主階が1階にないもの
	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店、遊技場、展示場、公衆浴場	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計$\geq 3,000 \text{ m}^2$ 2階の床面積$\geq 500 \text{ m}^2$ 3階以上の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 地階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$
	ホテル、旅館、高齢者・障害者等の就寝の用に供するもので政令で定める児童福祉施設等 ※2 高齢者・障害者等の就寝の用に供するもので政令で定める共同住宅・寄宿舎 ※3	<ul style="list-style-type: none"> 2階の床面積の合計$\geq 300 \text{ m}^2$ 3階以上の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 地階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$
	病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> 2階(2階に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計$\geq 300 \text{ m}^2$ 3階以上の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 地階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$
	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場（学校に付属するものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計$\geq 2,000 \text{ m}^2$ 3階以上の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$
上記以外のもの	対象用途	対象規模
	高齢者・障害者等の就寝の用に供するもので政令で定める児童福祉施設等 ※2 高齢者・障害者等の就寝の用に供するもので政令で定める共同住宅・寄宿舎 ※3 病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> 当該用途に供する部分の床面積の合計$\geq 200 \text{ m}^2$

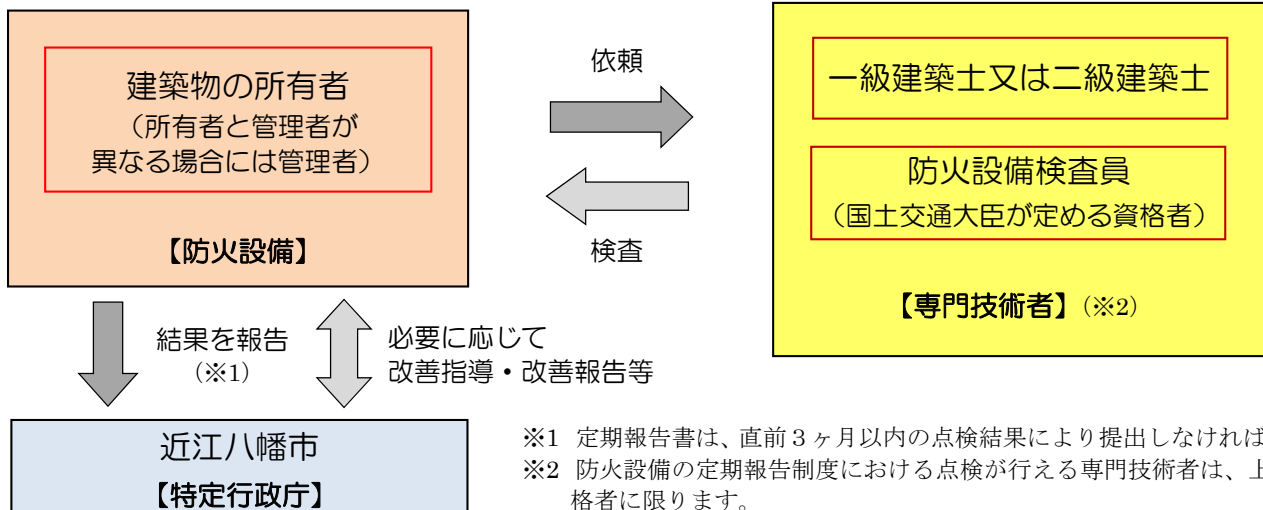
※1 「避難階」とは、直接地上へ通ずる出入口のある階をいいます。

※2 政令で定める児童福祉施設等…助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターを含む。）、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練または就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

※3 政令で定める共同住宅…サービス付き高齢者向け住宅に限る。

政令で定める寄宿舎…サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。

■ 防火設備の定期報告フロー



※1 定期報告書は、直前3ヶ月以内の点検結果により提出しなければなりません。

※2 防火設備の定期報告制度における点検が行える専門技術者は、上記の有資格者に限ります。